

令和7年度(2025年度) 随意契約一覧表(市民部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民総務室	弁護士派遣業務 (法律相談)	弁護士による金銭貸借や相続、離婚、交通事故など法律上の問題(民事全般)に対する相談業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区西天満1丁目 12番5号 大阪弁護士会	単価契約 弁護士1人派遣につき 31,830円 執行予定総額 9,198,870円	民事全般に係る法律相談を取り扱うことができる権限は、弁護士にのみ与えられています。弁護士会に所属しなければ弁護士業務を行うことができません。大阪府内では大阪弁護士会が唯一の弁護士会です。当該業務は、金銭貸借や相続、離婚など、法律上の問題についての専門相談であり、大阪弁護士会は、当該業務の仕様書にそった弁護士の派遣が可能であるため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	市民課	住民基本台帳ネットワークシステム運用業務	住民基本台帳ネットワークシステムのCSシステムに関わる業務アプリケーション適用、プログラム修正、ウィルスソフトの更新、定期点検などを行う業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目 2番6号 富士通 Japan(株)関西 公共第二ビジネス部	6,951,120円	本システムについては、契約の相手方に開発業務を委託し、その後システムの運用についても業務を委託しており、住民基本台帳ネットワークシステムの安定的な運用を行うため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	市民課	SJ共通基盤の入れ替えに伴う吹田市住居表示台帳システム調整及び移行業務	吹田市住居表示台帳システムにおける新共通基盤への移行及びバージョンアップ作業	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号 アジア航測(株)大阪支店	8,206,000円	本システムは契約の相手方が開発・構築したものであり、現行の共通基盤から新たな共通基盤へ移行させるための調整及びバージョンアップを行う本業務では開発者しか有しない知識を必要とするため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	市民課	MICJET電子書籍AI検索サービス 戸籍 導入及び利用	戸籍事務に関する電子書籍のAI検索サービスを本市にて利用するための設定作業及びサービス利用	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目 2番6号 富士通 Japan(株)関西 公共第二ビジネス部	2,640,000円	戸籍事務に関する電子書籍検索サービスであり、AI機能が搭載されているサービスを提供できる事業者が契約の相手方しかいないため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	市民課	令和7年度住民記録システム等振り仮名法改正対応業務	戸籍への振り仮名記載に伴う住民票への振り仮名記載に対応する住民記録システム等の機能追加の令和7年度分作業	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目 2番6号 富士通 Japan(株)関西 公共第二ビジネス部	7,095,000円	本システムは契約の相手方が開発したものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため。(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
6	交流活動館	吹田市総合生活相談事業等委託業務	・総合生活相談事業 ・総合生活相談事業の実施に係る広報、啓発、交流事業等 ・関係機関の連絡調整 会議の運営	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市岸部中1丁目22番2号 一般社団法人吹田市 きしべ地域人権協会	9,204,000円	本業務は地域に密着し、住民の生活課題に応じた自立支援が基本となるため専門的な相談技術に加えて地域の歴史や事情に精通している必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167の第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

7	交流活動館	吹田市人権ケースワーク事業委託業務	・人権ケースワーク事業 ・関係機関の連絡調整	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市岸部中1丁目22番2号 一般社団法人吹田市 きしべ地域人権協会	3,431,000円	本業務は地域に密着し、人権の視点を第一とすることが重視されるため専門的な相談技術に加えて地域の歴史や事情に精通している必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167の第1項第2号(1) 【物品・委託役務関係業務】カに該当)
8	市民自治推進室	吹田市立千里市民センター大ホール運営事務業務	吹田市立千里市民センター大ホールの貸館業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区博労町3丁目2番8号 株式会社東急コミュニティー 東海・西日本支社 西日本事業部	14,848,680円	千里ニュータウンプラザ施設内、吹田市立千里市民センターは多目的ルーム及び大ホールの2施設で構成されています。千里ニュータウンプラザは、吹田南千里PFI株式会社がPFI契約に基づき、管理運営業務を行っていますが、設立時の経緯から大ホールの利用者対応に係る運営事務については、当該PFI契約の対象に含まれていないため、別途契約を交わす必要があります。 ただし、両施設は吹田市立千里市民センターの貸室であり、市民にとって分かりやすく、利用しやすいものとするためには、一元管理する事が望ましいことから、単独随意契約を行うもの。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2)「既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき」に該当。)
9	市民自治推進室	吹田市立竹見台多目的施設管理業務	吹田市立竹見台多目的施設の管理及び事務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市竹見台3丁目3番1号 吹田市立竹見台多目的施設運営委員会	5,267,037円	竹見台多目的施設は、南竹見台小学校跡の本格的利用が決定するまでの間、市民の文化、福祉等の向上に資することを目的として、暫定的に吹田市関連の諸事業及び市民の集会等の用に供するため設置された施設です。 施設の運営にあたっては、住民や地域団体等と協働で行うため、当該地区に所在する自治会、青少年対策委員会、福祉委員会等の団体に、学識経験者や公募市民を加えて施設運営を目的に設立された「吹田市立竹見台多目的施設運営委員会」に管理を委託することから、施設の設置目的を最も効果的かつ安定的、効率的に達成することから、単独随意契約を行うもの。 (吹田市随意契約ガイドラインの同号(2)エ「住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手とする場合」に該当)

5月分については対象案件はありません。

6月分については対象案件はありません。